

大阪府告示第772号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の区域の一部について同項の規定による指定を解除する。

平成29年5月15日

大阪府知事 松井 一郎

- 1 形質変更時要届出区域
羽曳野市尺度435番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去